

出欠に関する規則

(総則)

第1条 出欠に関する規則（以下、本規則という。）は本校の出席と欠席に関する規則である。

(履修に必要な出席日数)

第2条 学期授業日数の3分の2以上の出席をもって、当該の学期を履修したことが認められる。出席した期間が当該の学期の授業日数の3分の2未満の場合、当該の学期は未履修となり、1年間の留年となる。

- 2 出席日数を計算する際には、遅刻3回を欠席1回として、また早退3回を欠席1回として計算する。但し、遅刻の回数と早退の回数は、それぞれ分けて計算されるものとする。
- 3 遅刻の判断基準については、始業時刻（午前8時30分）を過ぎても定められた教室の席に着いていないこと等をもって遅刻とし、担任教師が判断する。

(皆勤賞)

第3条 当該の学年度中に欠席がなく、遅刻3回未満で、かつ早退3回未満の者を皆勤賞とする。

(欠席の種類と公欠)

第4条 欠席には以下の種類がある。

- 一 病欠：病気や怪我による欠席。欠席扱いとなる。
 - 二 出席停止：学校保健安全法並びに同施行規則に定める学校感染症による欠席、または他の生徒の教育の妨げがあると認められる生徒等に対して学校が出席停止を命じた場合の欠席。欠席扱いとならない。学校感染症の種類と出席停止の基準については、別紙1に示す。
 - 三 忌引き：3親等以内の家族または親族の弔事に伴う欠席。欠席扱いとならない。忌引きの日数については、父母の場合1週間、祖父母または兄弟姉妹の場合3日間、曾祖父母またはおじおばの場合1日とする。但し、帰省等で日本国外に移動しなければならない場合、移動に要する最低限度の日数を上記に加えた日数とする。
 - 四 公欠：委託教育、家庭体験学習、進学準備など本校が教育上必要と認める用件に伴う欠席。欠席扱いとならない。
 - 五 その他の欠席：自己都合による欠席等、上記以外の欠席。欠席扱いとなる。
- 2 以下は本校が教育上必要と認める用件であり、これに伴う欠席は公欠とする。
- 一 学校が認める外部教育機関等において、学校が提供しない教科等を履修する場合、これに伴う欠席は公欠とする。
 - 二 志望校面接、志望企業面接、入学及び入社等に直接関わる試験等（手続きを含む。）を行う場合、

それに伴う欠席は公欠扱いとする。その際、面接等の前後の、移動に要する最低限の欠席期間については、公欠の期間に含めることができる。

- 三 各家庭で実施する異文化体験等の体験型学習で、学校が教育的意義を認めるものについては、それに伴う欠席は公欠扱いとする。但し、第5条に定める承認を経た場合に限る。
- 3 以下は自己都合による欠席であり、欠席扱いとなる。
 - 一 親戚等の結婚式。但し、兄弟の結婚式については例外とし、結婚式への出席に要する最低限度の日数の欠席に対しては、第4条2項三に準じて公欠扱いとする。
 - 二 予備校等が開催する各種試験対策講習等への参加。
- 4 出席停止、忌引き、公欠の場合、各教科の成績評価においても、欠席に対する減点はしない。但し、各種試験を欠席した場合には、各教科の基準に従って公平性を確保するための処置（減点等）を行うものとする。また、定期考査を欠席した場合には、第6条に定める処置を行うものとする。
- 5 出席停止、忌引き、公欠と同じ理由により遅刻または早退した場合、その回数は第2条2項の欠席日数の計算から除外される。

（承認）

- 第5条 第4条2項三に定める家庭体験型学習により欠席し、その期間を公欠扱いにするには、事前の申請及び事後の報告により学校から承認を受けなければならない。
- 2 事前の申請には「家庭体験学習申請書」（YICS 第4-1号様式）を使用し、同申請書は家庭体験型学習の開始の日から3日前までに担任に提出し、承認を受けること。
 - 3 事後の報告には「家庭体験学習報告書」（YICS 第4-2号様式）を使用し、同報告書は家庭体験型学習の終了の日から1週間以内に担任に提出し、承認を受けること。
 - 4 家庭体験型学習による公欠は、学期あたり5日を限度とする。

（定期考査を欠席した場合の成績評価）

- 第6条 定期考査を指定の時間に受けられなかった場合、状況に応じて以下のとおり成績評価を行う。
- 一 定期考査実施日の当日中に、指定の時間外に学校において当該の試験を受けた場合、減点はしない。
 - 二 定期考査実施日の翌日以降に学校において当該の試験を受けた場合、試験成績の80パーセントをもって成績評価を行う。
 - 三 成績処理期間の終了までに当該の試験を学校において受験できなかった場合、同一の学期に実施した別の定期考査の成績の80パーセント、または定期考査の代わりに実施した遂行評価の成績の80パーセントをもって成績評価を行う。上記いずれの成績もない場合には、当該の定期考査における学年平均の80パーセントをもって成績評価を行う。
- 2 出席停止の場合、本人が定期考査の受験を希望しても、学校は登校及び受験を許可しない。

附則

(施行期日)

- 1 本規則は2017年4月1日より施行する。
- 2 第1回改訂 2018年4月1日より施行する。

学校感染症の種類と出席停止の基準

出典：公益財団法人日本学校保健会会報「学校保健」311号別冊

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）		出席可能（プール、入浴は避ける）	

※ 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など